

1. サービスの特徴とリスク

(A) 『LC LENDING』は、お金を借りたい方（借り手）とお金を貸したい方（投資家）をマッチングするサービスです。

ローンファンドとは、特定の事業を営むあるいは営もうとする複数の借り手に対して、運転資金、設備投資資金、仕入資金等を貸し付ける事業に投資するものです。

お客様は、LC レンディング社との間で匿名組合契約を結び、LC レンディング社に出資し、LC レンディング社がお客様の指定するローンファンドの複数の借り手に対して、その資金を貸し付けるということになります。

このように、お客様は、LC レンディング社に出資していただくことによって投資家となり、借り手に対して金銭を貸し付けるのと同様の経済的効果を得ることになります（ただし、お客様は借り手に対して直接貸し付けを行うわけではなく、LC レンディング社が借り手に対して資金を出資することになりますので、直接の貸し付けと異なる点がございます。）

(B) 借り手が貸し付けを行った資金の返済をしなくなった場合には、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

(C) 借り手に対する貸し付けの中には、担保を設定するもの、また特定の個人あるいは法人がLC レンディング社に対する借入債務について連帯して保証するものもあります。このような貸し付けにおいては、借り手からの返済が滞った場合、LC レンディング社は担保権を実行して貸付金の回収を図る、または保証人に対して、借り手の返済残額についての支払請求を行い、一定の免責事由に該当しない限り、保証人からの支払を受けることとなります。

但し、担保権を実行しても、担保物件の価値下落、担保物件の売却ができない等の理由により、お客様がLC レンディング社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。また、保証人が倒産等する場合には、保証人からの支払を受けることはできないこととなります。

なお、LC レンディング社が取得する担保権は、主に以下となります。

例 1：抵当権（※1）

例 2：根抵当権（※2）

例 3：質権（※3）

例 4：売掛債権

例 5：動産、その他

LC レンディング社は、担保権の取得に際し、担保の評価を行います。担保価値の低下や借り手及び保証人の信用力の低下等により、LC レンディング社の借り手に対する貸付債権が全額担保されない結果、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

（※1）抵当権については、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因による価値下落、

土壌汚染等その土地に内在する瑕疵による価値下落、災害等の外的要因による価値下落、賃貸借関係に係る紛争等に起因する価値下落等が発生する場合があります。

(※2) 根抵当権については被担保債権の元本が未確定であり、今後、貸付債権に係る債権者と債務者との間で別途消費貸借取引その他の取引を実施する場合には、かかる取引に基づく債権も被担保債権の範囲に組み込まれることとなる結果、個別の貸付債権に対する担保価値が希釈化するおそれがあります。

(※3) 質権設定する担保物件、売掛債権、動産においても、上記担保権と同様のリスクを内在します。

(D) 借り手からの返済が滞った場合であっても、お客様自身が、借り手に対して返済の督促を行うことはできません。万一このような行為が行われた場合には、刑法上の強要罪等に該当する可能性があります。

2. LC レンディング社の倒産リスク

お客様には、ローンファンドへの出資申込みに先立って、LC レンディング社に投資用資金を預け入れていただきますが、LC レンディング社が倒産した場合、お客様がお預けいただいたお金をお返しできないおそれがあります。

3. 借入申込人の信用力の調査

お客様が、LC レンディング社に出資されるかどうかについては、最終的にはお客様ご自身の判断ですが、お客様の出資の対象となる貸付事業に係る借り手の信用調査のため、LC レンディング社では、借り手から提示を受けた決算書や事業計画、キャッシュフロー計画等の分析を行い、かつ借り手の代表者面談、事業所訪問等の審査をしております。

(A) LC レンディング社による借入申込人の審査

お客様に対して借り手自身の作成する借入申込情報を提示する前の段階で、LC レンディング社は、以下のプロセスを経て、借り手の信用力について審査を行います。

- (a) 借り手からの本人確認資料や決算申告書または収入証明資料の徴求
- (b) LC レンディング社の加盟する外部信用情報機関に対する借り手（但し、自然人に限る）の過去・現在の債務履歴の照会
- (c) 借り手からの事業計画およびキャッシュフロー計画の徴求

上記の審査の結果、LC レンディング社の定める基準を満たされない方につきましては、審査を不合格とさせていただきます。

4. 保証人の信用力の調査

特定の個人あるいは法人が借り手の LC レンディング社に対する借入債務について連帯して保証する場合、LC レンディング社では、保証人の信用力について、LC レンディング

社が独自の基準に基づいて保証人の信用力を審査します。但し、かかる審査結果については、その全部もしくは一部をお客様に開示しないことがあります。

以下、ご説明いたします。

(A) 保証人が個人の場合

- (a) 本人確認資料や収入証明資料の徴求
- (b) LC レンディング社の加盟する外部信用情報機関に対する保証人の過去・現在の債務履歴の照会

(B) 保証人が法人の場合

- (a) 会社謄本の徴求
- (b) 信用力を判断するのに必要な業績疎明資料の徴求

上記の審査の結果、LC レンディング社にて信用力が十分でないと判断された場合、審査を不合格とさせていただきます。

5. 借り手からのお金の返済が滞った場合

貸し付けが実行された後に、借り手（及び保証人）からの返済が滞った場合には、お客様に対する元利金のお支払もできなくなります。

借り手（及び保証人）に対しては、LC レンディング社が返済の督促を行いますので、お客様から直接督促をすることはできません。借り手（及び保証人）が期限の利益を喪失した場合には、LC レンディング社は借り手（及び保証人）に対して貸付元本及び利息の全額を返済するように督促いたします。

また、借り手（及び保証人）が貸付契約の各約定返済日の翌日以後約定返済をしない場合、借り手（及び保証人）について貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、その他 LC レンディング社が合理的に必要と認める場合には、LC レンディング社は、外部の債権管理回収会社等（以下「債権回収受託者」といいます。）に対して、借り手（及び保証人）に対する債権を売却することを検討いたします。

債権回収受託者に対して何らかの代金額で債権を売却できた場合には、その売却額をお客様へ分配させていただきますが、その金額は低いものとなり、お客様より LC レンディング社に出資いただいた金額の全部又は大部分が回収不能となる可能性がございます。なお、LC レンディング社は借り手（及び保証人）に対する債権を出資金の返還に代えてお客様に譲渡することはいたしませんので、返済が延滞した債権をお客様が LC レンディング社に代わって取り立てることもできません。